

## 令和6年土幌町議会第3回定例会

- 1 議事日程 9月12日(木曜日) 午後2時44分開会  
日程番号1 会議録署名議員の指名  
日程番号2 認定第1号 令和5年度土幌町一般会計歳入歳出決算認定(決算審査特別委員会審査報告)  
日程番号3 認定第2号 令和5年度土幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定(決算審査特別委員会審査報告)  
日程番号4 認定第3号 令和5年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定(決算審査特別委員会審査報告)  
日程番号5 認定第4号 令和5年度土幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定(決算審査特別委員会審査報告)  
日程番号6 認定第5号 令和5年度土幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定(決算審査特別委員会審査報告)  
日程番号7 認定第6号 令和5年度土幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定(決算審査特別委員会審査報告)  
日程番号8 認定第7号 令和5年度土幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定(決算審査特別委員会審査報告)  
日程番号9 認定第8号 令和5年度土幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定(決算審査特別委員会審査報告)  
日程番号10 会議案第4号 土幌町議会ハラスメント防止条例案  
日程番号11 会議案第5号 議員派遣の件  
日程番号12 意見書案第7号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書  
日程番号13 意見書案第8号 改正食料・農業・農村基本法の実効性確保等に関する意見書
- 2 出席議員(12名)  
1番 中村 貢 2番 森本 真隆 3番 山中 明裕 5番 矢坂 賢哉  
6番 牧野 圭司 7番 大西 米明 8番 西山 伸宏 9番 伊藤 健蔵  
10番 成田 哲也 11番 曾我 弘美 12番 秋間 紘一 13番 河口 和吉
- 3 欠席議員(0名)
- 4 地方自治法第121条の規定による説明のための出席した者  
町長 高木 康弘 教育長 土屋 仁志  
代表監査委員 寺田 和也 農業委員会会長 森本 耕二
- 5 土幌町長の委任を受けて出席した者  
副町長 亀野 倫生 総務課長 西野 孝典  
地域戦略課長 小野寺 務 会計管理者 三野宮智恵子

町民課長	吉川 和美	保健福祉課長	佐藤 慶岩
産業振興課長	郷原 敏宏	建設課長	上山 英樹
建設課道路維持担当課長	若原 裕	病院事務長	増田 達也
特老施設長	齋藤 英雄	幼児教育課長	角田 淳二
消防課長	仙石 讓		

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事	下坂 吉彦	教育課長	川岸 滋一
給食センター所長	加納 正信	高校事務長	木下 雅子

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長	加藤 吉宏
------	-------

8 職務のため出席した者

事務局長	藤内 和三	係長	長岡 直美
------	-------	----	-------

9 議事録

会 議 の 経 過

(午後 2時44分)

1	河川議長	<p>ただいまの出席議員は12名であります。</p> <p>定足数に達していますので、本日の会議を開きます。</p> <p>議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p> <p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、矢坂賢哉議員及び6番、牧野圭司議員を指名します。</p>
2・3 4・5 6・7 8・9	中 村 委 員 長	<p>日程第2、認定第1号から日程第9、認定第8号までの8件を一括議題とします。</p> <p>議題としている8件については、決算審査特別委員会に付託しており、その審査報告書が提出されていますので、委員長からの報告を求めます。決算審査特別委員長、登壇願います。</p> <p>士幌町議会議長、河口和吉様。</p> <p>決算審査特別委員会委員長、中村貢。</p> <p>決算審査特別委員会審査報告書。</p> <p>認定第1号 令和5年度士幌町一般会計歳入歳出決算認定、認定第2号 令和5年度士幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定、認定第3号 令和5年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定、認定第4号 令和5年度士幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定、認定第5号 令和5年度士幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定、認定第6号 令和5年度士幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定、認定第7号 令和5年度士幌町公共下水道事業特別</p>

会計歳入歳出決算認定、認定第8号 令和5年度士幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定。

委員会は、上記議案を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記、認定第1号、認定すべきものと決定。認定第2号、認定すべきものと決定。認定第3号、認定すべきものと決定。認定第4号、認定すべきものと決定。認定第5号、認定すべきものと決定。認定第6号、認定すべきものと決定。認定第7号、認定すべきものと決定。認定第8号、認定すべきものと決定。

決算審査特別委員会に付託された決算審査の経過と結果について補足説明を申し上げます。

去る9月10日に開かれた第3回定例会において本委員会に付託され、9月12日まで決算審査特別委員会を開催し、理事者の説明後に審査に入り、質疑、討論を経て、お手元に配付の報告書のとおり結論を得た次第です。議長及び議会選出監査委員を除く議員をもって構成する決算審査特別委員会でありますので、審査の詳細報告は省略させていただきます。

採決の結果、付託を受けた各会計とも原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

河口議長

ただいま報告の議件については、決算審査特別委員会において十分に審議が尽くされておりますので、質疑を省略し、一括して討論及び採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

河口議長

異議なしと認めます。

これから討論を行います。ありませんか。

(なし)

河口議長

討論なしと認め、これから認定第1号から認定第8号までの8件を一括して採決します。

本件に対する決算審査特別委員会審査報告は、認定すべきとするものであります。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

河口議長

異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第8号までの8件について委員長報告のとおり認定することに決定しました。

10

日程第10、会議案第4号「士幌町議会ハラスメント防止条例案」を議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。議会事務局長。

藤内議会

議会事務局長、藤内よりご説明します。

<p>事務局長</p>	<p>会議案第4号を御覧ください。会議案第4号。 令和6年9月12日。 士幌町議会議長、河口和吉様。 提案者、士幌町議会議員、成田哲也。賛成者、士幌町議会議員、森本真隆、賛成者、士幌町議会議員、矢坂賢哉、賛成者、士幌町議会議員、西山伸宏。 士幌町議会ハラスメント防止条例の制定について。 上記の議案を地方自治法第112条及び士幌町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。 4ページを御覧ください。士幌町議会ハラスメント防止条例の要旨に沿って説明させていただきます。目的については、ハラスメントは個人の尊厳を傷つけるとともに業務への支障につながり、住民サービスが低下し、町民のみならず社会からの信用及び信頼を失うことにもなり得る重大な事案であるとし、士幌町議会議員によるハラスメントの根絶と未然防止をすることにより、町民から信頼される議会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定するものです。 次に、概要の説明をいたします。1、主な制定内容としては、この条例は議員による職員に対するハラスメント及び議員間のハラスメントを防止するための措置等について定めるものです。主な内容としては、第1条、目的から第6条、措置等の記載のとおりとなっております。 2の施行日については、公布の日から施行するとしております。 以上で説明を終わります。</p>
<p>河口議長</p>	<p>これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)</p>
<p>河口議長</p>	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)</p>
<p>河口議長</p>	<p>討論なしと認め、これから会議案第4号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
<p>河口議長</p>	<p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
<p>1 1</p>	<p>日程第11、会議案第5号「議員派遣の件」を議題とします。 道外先進地行政視察についてお手元の配付のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
<p>河口議長</p>	<p>異議なしと認めます。 よって、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。 なお、ただいま決定されました派遣内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。</p>

		(異議なし)
1 2	河口議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件については議長に一任することに決定しました。</p> <p>日程第12、意見書案第7号「国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書」を議題とします。</p> <p>なお、意見書案第7号については、朗読及び提案者の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。</p>
		(異議なし)
	河口議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>これから質疑を行います。ありませんか。</p>
		(なし)
	河口議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p>
		(なし)
	河口議長	<p>討論なしと認め、これから意見書案第7号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
		(異議なし)
1 3	河口議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第13、意見書案第8号「改正食料・農業・農村基本法の実効性確保等に関する意見書」を議題とします。</p> <p>なお、意見書案第8号については、朗読及び提案者の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。</p>
		(異議なし)
	河口議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>これから質疑を行います。</p>
		(なし)
	河口議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p>
		(なし)
	河口議長	<p>討論なしと認め、これから意見書案第8号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
		(異議なし)
	河口議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>「閉会中継続調査申出書」を議題とします。</p> <p>議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会の各委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり閉会中の継続調査申出がございました。</p> <p>お諮りします。各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。</p>
		(異議なし)

河口議長	異議なしと認めます。 よって、各委員長の申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。 以上で本定例会に付議された事件は全て終了しました。 会議規則第7条の規定により本日で閉会します。ご異議ありませんか。
河口議長	(異議なし) 異議なしと認め、本定例会は本日で閉会することに決定しました。 これで本日の会議を閉じます。 令和6年第3回土幌町議会定例会を閉会します。 (午後 2時56分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員